

鋼 船 規 則

規
則

B 編 船級検査

2007 年 第 3 回 一部改正

2007 年 9 月 27 日 規則 第 43 号

2007 年 7 月 2 日 技術委員会 審議

2007 年 7 月 24 日 理事会 承認

2007 年 9 月 20 日 国土交通大臣 認可

2007 年 9 月 27 日 規則第 43 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.2 船級維持検査

-2.(2)(c)を削る。

~~(c) 機関予防保全検査：本編 9 章に規定する検査で、機関及び装置を開放して行う検査について、本会により承認された予防保全システムによる定期的な状態監視に基づく機関予防保全計画に従って行う検査~~

1.1.3 船級維持検査の時期

-2.を次のように改める。

- 2. 機関計画検査の時期は、次の(1)から及び(2)に定めるところによる。
- (1) 機関継続検査は、各項目又は各部分の検査間隔が 5 年を超えない時期に行う。
 - (2) 機関計画保全検査は、9.1.3 に規定する受検計画書に定めた時期及び毎年 of 現状検査 (保全記録の確認を含む。) の時期に行う。
 - ~~(3) 機関予防保全検査は、9.1.4 に規定する受検計画書に定めた時期並びに毎年 of 現状検査 (保全記録及び状態診断記録の確認を含む。) 及び効力試験の時期に行う。~~

9 章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

9.1.1 を次のように改める。

9.1.1 適用

機関計画検査では、9.1.2 から ~~9.1.4~~ 及び 9.1.3 の規定のうちいずれかによる検査を行う。

9.1.3 を次のように改める。

9.1.3 機関計画保全検査

確立された整備体制を有する船舶所有者（船舶管理会社）の申込みにより、表 B9.1 に掲げる検査を次の(1)に規定する計画的な自主開放点検による計画保全方式とすることができる。これに加えて、次の(2)に規定する状態監視診断に基づいて機関等の保守管理を行う状態監視保全方式を採用することもできる。

- (1) ~~この~~計画保全方式は、本会により承認された機関保全計画書に従って実施しなければならない。本会は、当該機関等が良好な状態にあることを確認するために、保全記録の調査を含め、毎年、現状検査確認を行う。~~これらの検査確認の結果~~、良好な保守が実施されていないと認められたものについては検査員立会による開放検査を要求することがある。ただし、本会が必要と認める機関等については、機関保全計画書に基づく受検計画書に示された時期に検査員立会による開放検査を行う。
- (2) 状態監視保全方式は本会により承認された機関保全計画書に従って実施しなければならない。状態監視診断の結果に異常が認められた場合、機関保全計画に基づく受検計画書に従ってすみやかに本会検査員による必要な検査を受けなければならない。本会は、当該機関等が良好な状態にあることを確認するために、状態監視対象機関等の監視記録並びに保全記録の調査を含め、状態監視システム及び保全管理システムが有効に作動し、現状良好な状態であることを毎年、確認する。確認の結果、良好な保守が実施されていないと認められたものについては検査員立会による開放検査を要求することがある。
なお、状態監視保全方式を採用しない機器等については、計画保全方式を採用すること。

9.1.4 を削る。

~~9.1.4~~ 機関予防保全検査

(以下、省略)

9.1.5 を 9.1.4 とし、主文を次のように改める。

~~9.1.5~~ 定期的な検査

~~9.1.2 から 9.1.4~~ 及び 9.1.3 に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2007 年 10 月 1 日から施行する。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.9 ばら積貨物船

-4.を次のように改める。

-1. **C 編 31B 章**が適用されるばら積貨物船にあつては、本章によるほか、**C 編 31B.2, 31B.3 及び 31B.4**の規定に適合することを確認するための検査を**表 C31B.1.3**に掲げる時期までに、また、**C 編 31B.5 及び 31B.6**の規定に適合することを確認するための検査を**表 C31B.5.1**に掲げる時期までに行わなければならない。更に、**C 編 31B.7**の規定について確認を受けるための検査を、行わなければならない。なお、当該検査のうち**C 編 31B.3 及び 31B.5**の適用に当たっては、本会の適当と認める板厚計測を行なわなければならない。この場合、板厚計測の方法及び記録の提出については、別途定める方法によるほか、**5.2.6-1.**によらなければならない。

-2. **C 編 31B 章**が適用されるばら積貨物船にあつては、本章によるほか、前-1.の検査以後の定期検査及び建造後 10 年を超える船舶の中間検査において、**C 編 31B.3 及び 31B.5**の規定を継続的に満足していることを確認しなければならない。このため、**表 B5.15**に加え、最前端貨物倉後端波形横隔壁について本会の適当と認める追加の板厚計測を行わなければならない。

-3. 前-1.及び-2.の検査の結果、最前端貨物倉後端波形横隔壁について毎年の板厚計測が要求される船舶は、本章によるほか、年次検査において、**表 B3.6**に加え、これを行わなければならない。

-4. 前-1.の検査の結果、**C 編 31B.2.1-2.**が適用される船舶は、本章によるほか、定期的検査において次に掲げる検査を行う。

(1) 年次検査において、最前端貨物倉については、~~3.2.4, 3.2.5 及び 3.2.6 に代えてそれぞれ 4.2.4, 4.2.5 及び 4.2.6 の検査~~**3 章に規定するものに加え、次の事項**

(a) 建造後 5 年を超え 15 年以下の船舶については、以下の検査

i) 貨物倉全体の内部検査

ii) 貨物倉内の水密隔壁及び総数の 1/4 に相当する倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）の精密検査。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、すべての倉内肋骨について精密検査を行う。

iii) 以前の検査において疑わしい箇所に指定されている部材の検査

(b) 建造後 15 年を超える船舶については、以下の検査

i) 貨物倉全体の内部検査

ii) 貨物倉内の水密隔壁及びすべての倉内肋骨（上部及び下部肘板並びに当該部の船側外板を含む。）の精密検査

iii) 以前の検査において疑わしい箇所に指定されている部材の検査

(c) 少なくとも前(a)ii)及び iii)並びに(b)ii)及び iii)の部材について、板厚計測を行う。板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、表 B5.16 から表 B5.20 のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。

精密検査の結果，衰耗の証跡が認められず，かつ，塗装が有効である場合については，板厚計測の範囲を斟酌することがある。

- (2) 年次検査, 中間検査及び定期検査においてそれぞれ要求される **3.2.3, 4.2.3** 及び **5.2.3** の効力試験に加え，**鋼船規則検査要領 C 編 C31B.2.1-2.(2)**及び**(4)**に要求されるビルジウエル高水位液面警報装置及び貨物倉浸水警報装置の作動確認

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で，現状良好であることを確認する。
2 暴露甲板	
3 甲板及び舷側の諸口	・ 暴露甲板上及び閉鎖されない船楼内の平甲板口，倉口縁材及びその閉鎖装置並びに舷門，載貨門，載炭門並びに乾舷甲板及び船楼甲板下にある丸窓等について，現状良好であることを確認する。
4 機関室囲壁	・ 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
5 通風筒	・ 乾舷甲板下及び閉鎖された船楼内に通じるものの縁材及び閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
6 空気管	・ 暴露甲板上のもの及びその閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
7 水密隔壁及び船楼端隔壁	・ 水密隔壁の水密戸，各種貫通部及び支水弁並びに船楼端隔壁出入口の閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
8 満載喫水線	・ 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。
9 ブルワーク	・ ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について，現状良好であることを確認する。
10 交通設備	・ 常設歩路又はそれに代る通路設備について，現状良好であることを確認する。
11 排水管，吸入管，排出管及び弁	・ 實際上検査可能なものについて，現状良好であることを確認する。
12 甲板上木材積付設備	・ 木材乾舷の標示の有無にかかわらず，甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について，現状良好であることを確認する。
13 揚錨・係船装置	・ これらの所属具を含み，視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。
14 消火設備	・ 固定式消火装置，移動式及び持運び式消火器並びに消防員装具の保守管理状況を確認する他，消火設備全般について現状良好であることを確認する。
15 防火構造及び脱出設備	・ 前回検査時から，変更がないことを確認する。
16 帆類	・ 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で，現状良好であることを確認する。
17 曳航及び係留設備	・ C 編 27.2.2 ， C 編 27.2.3 ， CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全使用荷重（SWL）が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 非常曳航設備	・ C 編 27.3 の規定により非常曳航設備の備付けが要求される船舶について，現状良好であることを確認する。
19 積付計算機	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.2 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について，その管理状況を検査する。
20 C 編 23.8 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	・ 現状良好であることを確認する。
21 船舶識別番号	・ 船舶識別番号の標示が要求される船舶について，その標示状態が現状良好であることを確認する。

タンカー及び危険化学品ばら積船に対する追加要件	
22 管装置	・ ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナーナートガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 45 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
23 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
24 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。

(備考)

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・ 表 B2.1 に掲げる射水試験 (検査員が必要と認める場合) ・ 機械駆動式倉口蓋にあっては、任意に選択したものについて作動確認を行う。 ・ <u>ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては、船首から 0.25L_F の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。</u>
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	・ 作動確認。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	・ 作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置 (手動警報装置を含む。)	・ 作動確認 (故障警報の確認を含む。)
5 消火ポンプ (非常用を含む。), 送水管, 消火栓, 消火ホース及びノズル等の射水消火装置	・ 射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあっては、1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	・ 通水試験
7 排煙用通風機	・ 作動確認
8 復原性計算機	・ 2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に、復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については、計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置	・ 作動試験。ただし、任意に選択したものについて行う。
10 排水設備	・ 作動試験

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物タンクに隣接するポンプ室及びパイプトンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室では特にポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超える、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて、加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし、前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは、検査員が差し支えないと認める場合、適当に参酌することがある。 ・ 建造後 15 年を超えるダブルハル油タンカーについて、加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし、前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは、検査員が差し支えないと認める場合、適当に参酌することがある。
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*1	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶の任意に選定された 2 個の貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える一般乾貨物船について、前回の定期検査又は中間検査の結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。

3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の木材運搬船について、貨物倉の倉内肋骨下端部及びその下部肘板並びに隔壁下端部の状況を把握するために、すべての貨物倉について行う。 ・ 建造後 10 年を超え 15 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあつてはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。 ・ 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。
-------	--

（備考）

*1：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は、検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
1 ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、ページ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-3.の規定に従って追加の板厚計測を行う。 ・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて、加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-3.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
ばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超えるばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・ 表 B3.4 又は表 B3.5 に規定する、ばら積貨物船に対する内部検査又は精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	

総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・表 B3.4 に規定する，建造後 5 年を超える一般乾貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果，広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際，著しい腐食が認められた場合には，5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・表 B3.5 に規定する，一般乾貨物船に対する精密検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。その際，著しい腐食が認められた場合は，5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	・建造後 10 年を超える一般乾貨物船について，表 B3.4 に規定する内部検査及び表 B3.5 に規定する精密検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。その際，著しい腐食が認められた場合は，5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

表 B4.1 を次のように改める。

表 B4.1 効力試験

試験項目	試験内容
1 表 B3.3 に掲げる設備又は装置(ただし、第 2 項を除く。)	・ 表 B3.3 中に定めるそれぞれの試験
2 水密隔壁水密戸及び船楼端隔壁出入口の閉鎖装置	・ 作動確認
3 排水、係船及び揚錨の装置	・ 作動確認。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
4 固定式ドライケミカル粉末消火装置	・ 配管の通気試験 ・ モニタ及びホースラインの作動確認 ・ 遠隔操作装置及び付属装置自動弁の作動確認 ・ 起動用又は加圧用ガスの検量
5 水噴霧装置	・ 噴霧試験。噴霧量の確認は省略することができる。
6 炭酸ガス消火剤、ハロン消火剤、ドライケミカル粉末消火剤	・ 消火剤の検量
7 固定式炭酸ガス消火装置及び固定式ハロン消火装置	・ 配管の通気試験 ・ 警報装置の作動試験
8 固定式泡消火装置及び固定式高膨張泡消火装置	・ 送水管の通水試験
9 固定式加圧水噴霧装置	・ 噴霧試験 ・ 加圧水ポンプの作動試験
10 自動スプリンクラ装置	・ スプリンクラ用探知器を作動させたうえで放水警報、スプリンクラポンプの作動確認
11 貨物区域の消防及び防火に係る各種開口の閉鎖装置	・ 作動確認
ばら積貨物船に対する追加要件	
12 機械駆動式倉口蓋	・ 任意に選択したもの 船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行う。 ・ 建造後 45 10 年を超える船舶では、全てについて作動確認
13 風雨密倉口蓋	・ 建造後 45 10 年を超える船舶では、全てについて表 B2.1 に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
14 水位検知警報装置	・ 建造後 10 年を超える船舶では、全てについて作動試験

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶では、代表的なバラストタンクについて行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超える貨物船であって、専ら乾貨物を運送する船舶以外の船舶では、任意に選定した貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶について、船首尾側からそれぞれ 1 個の貨物倉を選定して行う。
タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあっては、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 内部検査の結果、次の(a)から(c)又は(b)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンク（ダブルハル油タンカーを除く油タンカーに限る。）
ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。

総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 貨物船に対する要件に同じ。
3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあってはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。 ・ 建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。

（備考）

- (1) 「代表的なバラストタンク」とは、少なくとも船首タンク、船尾タンク及び貨物積載区域内の 2 個（ダブルハル油タンカー及び二重船側構造ばら積貨物船の場合は 3 個）の深水タンクをいう。

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.2** に規定する現状検査に加え、すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について詳細に検査を行う。なお、暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭については、詳細な検査を行わなければならない。

-2. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-1.**によるほか、すべての貨物タンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。

-3. ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-1.**によるほか、すべての貨物倉及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置を検査する。

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.3** に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか、**C 編 34.1.1** 及び **34.3.2** の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 3 項でいう係船装置及び揚錨装置については、その効力試験を省略することはできない。

-2. 前**-1.**によるほか、次の**(1)**から**(5)**の効力試験及び作動試験を行う。

(1) すべての機械駆動式倉口蓋について ~~4.2.3 の表 B4.1 第 12 項でいう~~作動試験

(2) すべての風雨密倉口蓋について表 **B2.1** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験

(3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験

(4) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験

(5) ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験

~~(5)~~ (6) すべての水位検知警報装置について、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 1 項でいう作動試験

-3. 検査員が必要と認める場合には、復原性試験の実施及び復原性資料の修正を要求することがある。

5.2.4 区画及びタンクの内部検査等

-3.を次のように改める。

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(7)**に特に注意して、当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艤装品の現状を詳細に検査する。

- (1) 原木, 塩, 石炭, 硫化鋼等の鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉の構造, 配管, 倉口蓋等の腐食の進み易い部分
- (2) ボイラの下部や加熱等により高温に曝される部材等の腐食の進み易い部分
- (3) 倉口等の甲板開口のすみ部の甲板, 丸窓の部分の外板等の構造の不連続部
- (4) 塗装又は防食措置が施されているタンクにあっては, 塗装又は防食措置の状態
- (5) 各測深管の下部で, 測深棒の衝撃を受ける箇所に取付けられた鋼板の状態
- (6) セメント, 被覆材の施された部分では, その付着状態
- (7) 類似船又は類似構造に損傷の発生した部分

-2. 定期検査では、**-1.**に留意して、**表 B5.1**に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。
なお、**1.1.5**により定期検査を延期して行う船舶にあっては、船級証書の満了日を基に実施する定期検査の種類を選定する。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.2**に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であって、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

-4. ばら積貨物船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.3**に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

-5. 総トン数が500トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.4**に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

表 B5.2 を次のように改める。

表 B5.2 タンカー及び危険化学品ばら積船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物タンク	・ <u>以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。</u> ・ 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 ・ 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 ・ 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。
	2 貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画 (バラストタンク、ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所)	・ <u>以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。</u> ・ 油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクについては、次の(a)から(e)又は(b)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンク(ダブルハル油タンカーを除く油タンカーに限る。) ・ ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。

表 B5.3 を次のように改める。

表 B5.3 ばら積貨物船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査対象区画，タンク等	備考
すべての定期検査	1 貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画 (バラストタンク、パイプトンネル、コファダム及び空所)	・ <u>以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。</u> ・ 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 ・ 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.10 を次のように改める。

表 B5.10 油タンカー及び危険化学品ばら積船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内の 1 個のバラストタンク（バラストタンクがない場合には専らバラストタンクとして使用される 1 個の貨物タンク）の位置における、船の全幅にわたる 1 個の横断面の甲板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合）
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 1 個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板 5. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合）
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 2 個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板 5. 貨物エリア内のバラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 6. 船首尾タンクの内部構造部材 7. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合） 8. <u>危険化学品ばら積み船にあつては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの</u>

建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 3 個の横断面の縦通部材 (3) 船底外板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. バラスト喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板 5. 船首尾タンクの内部構造部材 6. 貨物エリア外の強力甲板の暴露部の各板 7. 船楼甲板の暴露部の適当数の板 8. 平板竜骨の各板並びにコファダム，機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 9. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 10. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合） 11. <u>危険化学品ばら積み船にあつては，貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について，それぞれ任意に選択したもの</u>
--	---

表 B5.21 を次のように改める。

表 B5.21 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 原木、塩、石炭、硫化鉱等、鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷のそれぞれの位置で少なくとも 3 本の倉内肋骨の下部ウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には、初期板厚が最小の部分）及び下部肘板 (2) 前(1)の貨物倉内の各横隔壁の最下端部の少なくとも 1 枚の板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の少なくとも 1 枚の板）及び防撓部材 (3) 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の両端及び中央部（面材を含む）
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 中央部 0.5L 間の次の(1)から(3)に定める箇所； (1) 1 個の横断面の強力甲板の各板 (2) 専用バラストタンクの頂板となる強力甲板の各板 (3) 原木又は腐食を進行させる貨物を強力甲板上又はその直下の区画に積載した場合の強力甲板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 原木、塩、石炭、硫化鉱等、鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/3 程度の数）の倉内肋骨の上下部のウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には、初期板厚が最小の部分）及びその端部肘板 (2) 前(1)の貨物倉内の各横隔壁の最下端部の各板（2 層以上の甲板がある場合には、それぞれの甲板における最下端部の各板）及び防撓部材 (3) 前(1)以外の貨物倉にあっては、第 1 回定期検査の 2.(1)及び(2)に準じた計測箇所 (4) 専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の両端及び中央部（面材を含む）並びに各隔壁の上端及び下端部にそれぞれ少なくとも 1 枚の板 (5) 前(4)のタンクを除く、専用バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び深水タンクのすべてについて、それらのタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要構造部材の両端及び中央部（面材を含む） (6) その他特記する以外の精密検査を行う構造部材 4. すべての倉口縁材の側縁材及び端縁材の両端並びに中央部の板及び適当数の防撓部材 5. 任意に選定されたすべての倉口蓋の適当数の板及び防撓部材
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 中央部 0.5L 間における甲板口側線内の甲板の各板 (3) 中央部 0.5L 間における、その内 1 個を船体中央部の横断面とする 2 個の横断面の各縦通部材。ただし、L が 100 m 以下の船舶にあっては、1 個として差し支えない。 (4) バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 3. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板 4. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/3 程度の数）の倉内肋骨の上下部のウェブ（組立式の倉内肋骨の場合には、板厚が最小の部分）及びその端部肘板 (2) その他特記する以外の精密検査を行う構造部材 5. 船首尾タンクの内部構造部材 6. すべての倉口縁材の側縁材及び端縁材の両端並びに中央部の板及び適当数の防撓部材 7. すべての倉口蓋の適当数の板及び防撓部材

建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 次の(1)から(4)に定める箇所； (1) 強力甲板の暴露部の各板 (2) 中央部 $0.5L$ 間における，その内 1 個を船体中央部の横断面とする 3 個の横断面の縦通部材。ただし，L が 100 m 以下且つ建造後 20 年以下の船舶にあっては，2 個として差し支えない。 (3) 貨物積載区域内における船底外板の各板（ビルジ外板の船底外板との結合部を含む） (4) 貨物積載区域内におけるダクトキール又はパイプトンネルの板及び内部構造部材 3. バラスト喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板 4. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； (1) 精密検査を行う構造部材 5. 船楼甲板の暴露部の適当数の板 6. 平板竜骨の各板並びにコファダム，機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 7. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 8. 第 3 回定期検査時の 5.～7.の要件に同じ
--	---

表 B5.23 を次のように改める。

表 B5.23 タンカー及び危険化学品ばら積船の圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の清水タンクにあつては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の燃料油タンクにあつては、5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない 5. 潤滑油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の潤滑油タンクにあつては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の清水タンクにあつては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の燃料油タンクにあつては、5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし、油タンカーの貨物エリアのタンク以外の潤滑油タンクにあつては、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク 3. 燃料油タンク ただし、5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク、深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 4. 潤滑油タンク ただし、5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. <u>危険化学品ばら積み船にあつては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの</u>
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンク 3. <u>危険化学品ばら積み船にあつては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの</u>

附 則 (改正その 2)

1. この規則は、2008 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-1.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(56)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) 船体関係

(a) 一般配置図

(b) 中央横断面図（船倉及び機関室の箇所の横断面並びに側タンクを設けるときはその付近の横断面を示し、予定する船級符号及び付記、満載喫水並びに **C 編 1.1.12-1.**或いは**-2.**の規定を適用する船舶にあっては設計温度を記載したもの。）

(c) 船首材、船尾材、プロペラ柱及び舵構造図（材料の種別及び船の速力を記載したもの。）

(d) 中心線縦断面図（水密隔壁の位置、満載喫水線、肘板の寸法及び船首尾から船の長さの 1/10 及び 1/5 の箇所における船舶の横断面を示す形状図を記載したもの。）

(e) 甲板構造図（倉口、倉口梁等の構造を記載したもの。）

(f) 単底及び二重底構造図

(g) 水密隔壁及び油密隔壁構造図（タンクの最高部及びオーバーフロー管の頂部の高さを記載したもの。）

(h) 船楼端隔壁構造図（扉の構造を記載したもの。）

(i) 船首尾倉及びその付近の防撓構造図

(j) 梁柱及び甲板下縦桁構造図

(k) 外板展開図（放水口の寸法及び配置並びに **C 編 1.1.12-1.**の規定を適用する船舶にあっては、バラスト状態における喫水線を記載したもの。）

(l) 軸路構造図

(m) ボイラ台、主機台、スラスト受台及び中間軸受台、発電機台、その他特に重要な補機台構造図（主機の馬力、高さ、重量及び据付けボルト配置を記載したもの。）

(n) 機関室口囲壁構造図

(o) 甲板上に長大な甲板室を備える船舶ではその甲板室構造図

(p) マスト及びマスト台構造図並びに揚貨装置台構造図

(q) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面（開口の配置、諸寸法及び装置詳細を含むもの。）

- (~~㊦~~) ポンプ装置図（各水タンク及び油タンクの容量を記載したもの。）
- (~~㊧~~) 甲板上に木材を積載するための設備を有する船舶では、甲板積木材貨物の高さ、積付け及び定着に必要な装置並びにその配置を示す図
- (~~㊨~~) 防火構造図及び通風系統図（防火構造の詳細を記載したもの。）
- (~~㊩~~) 脱出設備図（脱出経路、通路の幅等の詳細を記載したもの。）
- (~~㊪~~) 消防設備図（消火装置、消火器、消火ポンプ、消火栓、消火ホース、消防員装具等の配置、型式、容量、数等を記載したもの。火災探知装置、火災警報装置の配置を記載したもの。）イナートガス装置を備える船舶にあつては当該装置の配置を記載したもの（全体配置図及び管線図（管、弁等の材料、寸法、設計力等を記載したもの）、装置を構成する各種機器の詳細図及び制御装置（監視、警報及び安全装置を含む。）の系統図を含む。））
- (~~㊫~~) **C 編 35 章**及び**CS 編 26 章**に規定する点検設備図又は点検設備に関する手引書
- (~~㊬~~) **C 編 23.8**に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等の設備図
- (~~㊭~~) 船橋視界
 - 船の全長が 55m 以上の船舶にあつては、**W 編 1.1.4**に規定されているもの
- (~~㊮~~) タンカーの通気装置
 - i) 貨物油ポンプ室のビルジ及び通風装置図
 - ii) 貨物蒸気等の通気装置図
- (~~㊯~~) **C 編 1.1.24**の規定による船舶識別番号の配置図
- (~~㊰~~) **C 編 27.2**又は**CS 編 23.2**に規定する曳航及び係留設備配置図
- (2) 機関関係（省略）
- (3) 液化ガスばら積船関係（省略）
- (4) 危険化学品ばら積船関係（省略）
- (5) **6.1.2.-2.**に規定する水中検査計画書
- (~~㊱~~) その他本会が必要と認める図面及び書類（省略）

2.1.4 工事の検査

-5.として次の1項を加える。

-1. 船体及び艀装関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。

- (1) 材料については **K 編**、艀装品については **L 編**に定められた試験を行うとき。
- (2) 他の場所で製造された材料又は部品については、当該船舶に引当てるとき。
- (3) 溶接については **M 編**に定められた試験を行うとき。
- (4) 内業加工及び組立中本会が指定したとき。
- (5) 各ブロックを搭載するとき。
- (6) 水圧試験、水密試験及び非破壊試験を行うとき。
- (7) 船体各部が完成したとき。
- (8) 各種開口の閉鎖装置、各種遠隔操縦装置、操舵装置、揚錨装置、係船装置、非常曳航設備、脱出設備、消火設備、通風装置、諸管装置等の効力試験を行うとき。
- (9) 舵の取付け、竜骨線の見通し、主要寸法の実測、船体ひずみの測定等を行うとき。
- (10) **C 編 34.1.1**の規定により積付計算機の備え付けが要求される船舶にあっては、積付計算機が当該船舶に備え付けられるとき。
- (11) **V 編**の規定の適用を受ける船舶にあっては、満載喫水線を標示し、関連の設備を備え付けるとき。
- (12) 海上試運転を行うとき。
- (13) 復原性試験を行うとき
- (14) **C 編 27.3**の規定により非常曳航設備の備え付けが要求される船舶にあっては、非常曳航設備を設置するとき。
- (15) 船舶識別番号を標示するとき。
- (16) その他、本会が必要と認めるとき。

-2. 機関関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。

- (1) 主要機関部品の材料については **K 編**に定められた試験を行うとき。
- (2) 主要機関部品
 - (a) 機関の種類により、**D 編**及び **H 編**に定められた試験を行うとき。
 - (b) 材料を部品に、また、部品を船舶に引当てるとき。
 - (c) 要部の仕上加工が終ったとき、また、要すれば中間加工工程における適当なとき。
 - (d) 溶接構造の場合、溶接開始の前及び溶接が完了したとき。
 - (e) 陸上試運転を行うとき。
- (3) 主要な機関が船舶に据付けられたとき。
- (4) 各種の計測装置、遠隔開閉装置、各機器の遠隔操縦装置、自動制御装置、操舵装置、係船装置、消火設備、諸管装置等の効力試験を行うとき。
- (5) 海上試運転を行うとき。
- (6) その他、本会が必要と認めるとき。

-3. 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船にあっては、立会の時期を-1.及び-2.によるほか、それぞれ **N 編**及び **S 編**の規定により試験を行うときとする。

-4. 前-1.、-2.及び-3.に掲げる立会の時期は、海上試運転を行うときを除き、製造所の設備、技術及び品質管理の実情に応じ増減することがある。

-5. 前-1., -2.及び-3.に掲げる試験の実施にあたり, 検査申込者は, 試験法案を作成し, 事前に本会の確認を受けなければならない。また, 必要に応じて試験成績書又は計測記録を提出しなければならない。

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては, 次に掲げる図面等のうち該当するものについて, 完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については, 本会が承認したもの (又はその写し)
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル (C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9)
 - (b) 損傷制御図 (C 編 33.3.1)
 - (c) ローディングマニュアル (C 編 34 章又は CS 編 25 章)
 - (d) 点検設備に関する手引書 (C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6)
 - (e) 復原性資料 (U 編 1.2.1, N 編 2.2.2, S 編 2.2.2)
 - (f) 液化ガスばら積船に関するオペレーションマニュアル (N 編 18.1)
 - (g) 危険化学品ばら積船に関するオペレーションマニュアル (S 編 16.1)
 - (h) 貨物取扱い計画書 (N 編 17.20.13-2., N 編 17.22.12-10., S 編 15.3.2-15., S 編 15.8.32)
 - (i) 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表 (N 編 15.2.2, N 編 17.20.14, S 編 15.3.2-12., S 編 15.8.34-3., S 編 15.14.7-3.)
 - (j) 独立型タンクタイプ B のタンクに関する非破壊検査法案 (B 編, 表 B5.27)
 - (k) メンブレン方式及びセミメンブレン方式タンク並びに内部防熱式タンクに関する検査法案 (B 編, 表 B5.27 の注 1)
 - (l) 貨物固縛マニュアル (B 編 1.2.2)
 - (m) 塗装テクニカルファイル (CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2)
 - (n) 水中検査計画書 (6.1.2-2.)
- (2) その他の手引書等
 - (a) 曳航及び係留設備配置図 (C 編 27.2.6 又は CS 編 23.2.6)
 - (b) 非常曳航設備に関するオペレーションマニュアル (C 編 27.3 関連)
 - (c) 損傷制御のための小冊子 (C 編 33.3.2)
 - (d) 積付計算機の取扱説明書 (C 編 34 章又は CS 編 25 章)
 - (e) 点検設備図 (C 編 35.1.5 又は CS 編 26.1.5)
 - (f) 復原性計算機の取扱説明書 (U 編 1.2.2)
 - (g) 機関の説明書 (D 編 1.3.9)
 - (h) 水位検知警報装置に関する手引書 (D 編 13.8.5-4.又は 13.8.6-3.)
 - (i) 蓄電池保守記録書 (H 編 1.1.8)
 - (j) 貨物タンクの通気装置に関する取扱説明書 (R 編 4.5.3 関連)
 - (k) 火災制御図, 火災安全操作手引書, 訓練手引書及び保守計画書 (R 編 14 章, 15 章及び 16 章)
 - (l) ヘリコプタ運航手引書 (R 編 18.8)
 - (m) イナートガス装置の取扱説明書 (R 編 35.2.11)
 - (n) IGC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (N 編 18.2.2-3.)
 - (o) IBC コード若しくはこれを取り入れた国内法規又はその写し (S 編 16.2.3-1.)

(p) 海洋構造物，作業船等に関する操船資料（P 編 1.1.6）

(3) 2.1.7 に規定する完成図

-2. 国際航海に従事する船舶にあつては，次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合，前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1) 2.1.7 に規定する船体構造に関する完成図

(2) 次に掲げる手引書等

(a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9）

(b) 損傷制御図（C 編 33.3.1）

(c) ローディングマニュアル（C 編 34 章又は CS 編 25 章）

(d) 復原性資料（U 編 1.2.1，N 編 2.2.2，S 編 2.2.2）

(3) 点検設備に関する手引書（C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6）

(4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について，証明書の写し

(5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面（2.1.2-1.(1)(q)）

(6) 防食要領書（2.1.3-1.(3)）

(7) 水中検査計画書（6.1.2-2.）

(8) 入渠又は上架計画書（表 B6.1 の 3 項に規定する開口等の位置を含むもの）

(9) 塗装テクニカルファイル（CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2）

(10) 各種試験法案，試験結果，計測記録等

~~-23.~~ 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合，その他の図面等の備付けを要求することがある。

~~-24.~~ 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあつては，前-1.に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

6 章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.2 を次のように改める。

6.1.2 水中検査

-1. 検査申込者から 6.1.1 に規定する入渠又は上架に代わる方法として水中検査の申し出があり、本会が承認した場合は、船底検査を水中検査で行うことができる。ただし、次の(1)又は(2)に示す船底検査を水中検査に代えることはできない。

- (1) 1.1.3-1.(4)(a)の時期に行う船底検査
- (2) 建造後 15 年以上のばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船に対して行われる船底検査

-2. 水中検査実施の承認にあたっては、次の図面、資料等を含む水中検査計画書を提出し、あらかじめ本会の承認を得なければならない。

- (1) 満載喫水線下の外板詳細図
各種開口の位置及び寸法、船底プラグの位置、ビルジキールの位置、隔壁の位置、溶接継手の位置並びに陽極の位置を明示したもの。
- (2) -3.に掲げる各種構造、装置等の詳細図、それらの実物のカラー写真及びそれらの操作、点検の要領を記載した資料
- (3) -3.(1)又は(4)の規定を適宜参酌する場合、操作若しくは作動履歴、船上試験又は採取される潤滑油の分析結果から舵軸受部の間隙又は船尾管軸受部における軸降下量に異常がないと検査員が確認できるような手段が構築されていることを示す資料
- (4) その他水中検査の実施のために必要な資料

-3. 水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし、前-2.(3)の資料が提出されている場合、次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。

- (1) 舵の各軸受部の間隙を容易に確認できる方法
- (2) ロープガードをプロペラと船尾材ボス間の軸系部が容易に点検できる構造とすること。
- (3) 水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合には、プロペラ軸と軸受支面材とのすき間を容易に確認できる方法
- (4) 油潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合は、船尾管密封装置の機能及び軸降下量が容易に確認できる方法
- (5) プロペラの羽根の位置及びその番号を確認できる方法
- (6) 船底弁を検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。そのため海水吸入口のグレーチングは、潜水土が水中にて開閉可能なようヒンジ式とすること。
- (7) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水土の位置、船体の長さ及び幅方向を示す方法

-4. 水中検査の結果、検査員が必要と認めた場合、船体内部からの検査又は入渠若しくは上架検査を要求する。

附 則（改正その3）

1. この規則は、2008年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement (PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2007 年 第 3 回 一部改正

2007 年 9 月 27 日 達 第 45 号

2007 年 7 月 2 日 技術委員会 審議

2007 年 9 月 27 日 達 第 45 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(6)を次のとおり改める。

- (6) 2003 年 9 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、船級符号に規則 A 編 1.2.5-42. に掲げる (Class IA Super Ice Strengthening) 又は (Class IA Ice Strengthening) の付記を有するものについては、2005 年 1 月 1 日又は船舶の建造後経過年数が 20 年に達する年の 1 月 1 日のいずれか遅い方の期日までに、規則 ~~C 編 28.2.4-2-I 編~~ 5.4.1-2. の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

(13)として次の 1 号を加える。

- (13) 規則 I 編 5.1.2-3. の適用上、2007 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶にあって夏期満載喫水線が最大氷海喫水線より上方にあるものについては、2007 年 7 月 1 日以降の最初の入渠又は上架の時期までに、氷水域を航行する際の最大氷海喫水及び注意標識を標示していることを検査により確認する。その際、最大氷海喫水及び最小氷海喫水（船首、中央及び船尾における値）並びに主機出力を、船級登録原簿に注記する。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(11)を次のように改める。

(11) 国際航海に従事しない危険化学品ばら積船の構造要件

- (a) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船は、2012年1月1日を超えない日までの入渠又は上架の時に、規則 S 編に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受ける。ただし、専ら規則 S 編 17 章表 S17.1 の“e「船型」”欄に“(k)”が記されている貨物の運送に従事している危険化学品ばら積船又は専用船として以下の i) から ~~iv)~~ vi) に挙げる各貨物のみの運送に特化して設計された危険化学品ばら積船にあっては、2017年1月1日を超えない日までの入渠又は上架の時に、規則 S 編 2 章に規定する要件を満たしていることを検査により確認を受けることとしてよい。
- i) 硫酸アルミニウム（水溶液）
 - ii) リグニンスルホン酸カルシウム（水溶液）
 - ~~iii)~~ イプシロン-カプロラクタム（熔融状のもの又は水溶液に限る。）
 - iv) リグニンスルホン酸ナトリウム塩（水溶液）
 - ~~iii)~~ 無水フタル酸（熔融状のものに限る。）
 - ~~iv)~~ 次亜塩素酸ナトリウム（水溶液）（濃度が 15 質量%以下のものに限る。）
- (b) 2007年1月1日前に建造開始段階にあった国際航海に従事しない危険化学品ばら積船であって表 B1.1.3-1.に挙げる貨物を積載する危険化学品ばら積船にあっては、2007年1月1日以降の最初に予定されている入渠又は上架定期検査又は中間検査（検査のために入渠又は上架を行うものに限る。）の時に、表 B1.1.3-1.の特別要件により要求される装置を備えていることを、検査により確認を受ける。

表 B1.1.3-1.を改める。

表 B1.1.3-1. 特別要件一覧表

貨物品名	鋼船規則 S 編 表 17.1 の “o”欄中の特別要件
アセトンシアノヒドリン	15.13
酪酸	15.19.6
ジクロロメタン	15.19.6
2,2-ジクロロプロピオン酸	15.19.6
ホスホン酸水素ジメチル	15.19.6
エチレングリコールメチルエーテルアセタート	15.19.6
グルタルアルデヒド（水溶液）（濃度が 50 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
イソプロパノールアミン	15.19.6
メタクリル酸	15.19.6
酢酸ノルマルオクチル	15.19.6
水酸化カリウム（水溶液）	15.19.6
ノルマルプロパノールアミン	15.19.6
水素化ほう素ナトリウム及び水酸化ナトリウムの混合物（水溶液）（水素化ほう素ナトリウムの濃度が 15 質量%以下のものに限る。）	15.19.6
硫酸	15.19.6
廃硫酸	15.19.6
トリメチル酢酸	15.19.6

附 則（改正その 2）

1. この達は、2007 年 9 月 27 日から施行する。

B9 機関計画検査

B9.1 一般

B9.1.3 を次のように改める。

B9.1.3 機関計画保全検査（PMS）

-1. 機関計画保全検査の適用

- (1) 機関計画保全検査は、原則として、次の船舶に設置される機関及び装置に適用する。
 - (a) 機関計画保全検査が採用された時点において、対象機関が製造後 15 年未満の船舶
 - (b) 確立された整備体制を有する船舶所有者（船舶管理会社）の船舶
- (2) 機関計画保全検査の対象となる検査項目は、**B9.1.2-1.**に掲げる機関、装置の開放検査とする。

-2. 用語

本 **B9.1.3** で使用される用語の意味は次による。

(1) 保全管理システム

機関計画保全検査の対象となる検査項目の機関、装置及び部品毎の点検整備並びに検査時期の計画及び実施を管理するためのコンピュータを用いたシステムをいう。

(2) 状態監視システム

監視対象機関、装置又は部品の運転状態を常時又は定期的にセンサにより計測したデータをトレンドグラフ等で状態の劣化傾向が診断（判断）できるような表示装置並びにそれらのデータを蓄積及び管理する機能を有するコンピュータを用いたシステムをいう。

~~-2.~~ 3. 機関計画保全検査採用の申込み

機関計画保全検査を採用する場合には、船舶所有者（船舶管理会社）又はその代理者は、機関計画保全検査申込書に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 承認用書類（3 通；本船用、船主控え及び本会控え）
 - (a) 機関保全計画書
 - (b) 受検計画書
 - (c) 保全管理システム機能説明書
 - (d) 状態監視保全方式を採用する場合は、前(a)から(c)に加え、次に掲げるもの
 - i) 状態監視システムの機能説明書
 - ii) 状態監視方法及びセンサリスト
 - iii) 出力情報の種類と内容
- (2) 参考用書類（1 通）
 - (a) 保全記録の書式
 - (b) 機関長の経歴書
 - (c) 保全管理体制の組織及び責任分担表

~~3.4.~~ 機関計画保全検査の承認

機関計画保全検査の承認の基準は次のとおりとする。

(1) ~~機関保全計画書~~計画保全方式

~~(a)~~ 保全管理システムによって作成される機関保全計画書は、検査対象項目だけでなく、機関全般の保全を含むものとする。また、この計画書には、機関、装置及び部品毎に開放点検、部品交換、無開放による点検等の整備時期又は運転時間を指定すること。この指定に際しては、機関又は装置の製造者の推奨する整備点検間隔の基準をもとに船舶所有者（船舶管理会社）の経験や知識を加味し計画されるものとする。ただし、対象となる機関、装置及び部品の開放間隔は、原則として5年を超えない範囲で計画すること。使用時間に基づき機関、装置及び部品の開放間隔が指定されているものについてはこの限りではないが、製造者の推奨する開放間隔を超えることはできない。機関保全計画書を変更する場合は、改めて当該計画書を提出して承認を得ること。

(2) 状態監視保全方式

~~(b) 前(a)の規定に関わらず、~~機関保全計画書は前(1)と同様に、機関全般の保全を含むものとする。機関、装置及び部品のうち、次の要件を満足する状態監視装置システムを有するものについては、状態監視の診断結果に異常が認められるまで開放間隔を延長することができる。この場合、機関保全計画書には、対象となる機関、装置及び部品の状態監視機能、診断基準並びにその監視、診断及び処置に関する手順（異常が認められた場合の本会への報告等の手順を含む）を記載すること。

~~i) 機関予防保全設備規則 2 章 2.2.1 に掲げる図面及び資料（予備品管理機能に関するものを除く）を提出して本会の承認を得たものであって、同 2.2.2 から 2.2.4 に準じて試験を行ったものであること。~~

~~ii) 機関予防保全設備規則 3 章 3.2.1 に準じて計画及び設備されたものであること。~~

(a) センサ又は機関集中監視装置からの情報に基づき機器又はその構成部品の機能の劣化等の診断ができること。また、センサについては、鋼船規則 D 編 18 章 18.7.1 に準じて試験を行ったものであること。

(b) 単独又は他のデータとの組み合わせ又はそれらのトレンドによって状態診断できること。

(c) データのバックアップが取れること。

~~(e) 機関保全計画書を変更する場合は、改めて当該計画書を提出して承認を得ること。~~

~~(d) 機関保全計画及び(3)に掲げる保全記録は、コンピュータによって作成及び管理されること。ただし、(b)に掲げる状態監視装置を有する場合にあっては、機関予防保全設備規則 3 章 3.3.1 に準じた保全管理システムにより作成及び管理されること。また、これらは適当な媒体により定期的にバックアップが取られること。~~

~~(2)(3)~~ 受検計画書

検査対象機関、装置及び部品については、機関保全計画書の開放間隔を超えないこと。また、下記の機関、装置及び部品については、原則として、検査員立会いの下に開放検査が要求される。（下記の項目のうち、(1)(b)に掲げる状態監視装置保全方式を採用する場合を有するものについては、状態監視の診断結果に異常が認めら

れた場合に開放検査が要求される。)

- (a) 主機ディーゼルのクランクピン及び軸受並びにクランクジャーナル及び軸受
- (b) 主機タービンのロータ、ケーシング、主軸受、かみ合い継手、ノズル弁及び操縦弁
- (c) 主発電機駆動タービン
- (d) 推進軸系スラスト軸及び軸受
- (e) 推進軸系減速歯車装置
- (f) 推進軸系弾性継手
- (g) その他本会が必要と認める機関、装置及び部品

なお、この計画書を変更する場合は、改めて計画書を提出し承認を得ること。

~~(3)~~(4) 保全記録

保全記録には、少なくとも下記の項目が含まれること。この保全記録は、船内に常時保管されること。

- (a) 保全の時期
- (b) 保全時の機関長署名
- (c) 保全の内容と結果
- (d) 積算運転時間（部品交換間隔及び開放点検間隔）
- (e) 交換部品名
- (f) 計測データ（設計寸法、許容値を含む）
- (g) 損傷の状況及び修理方法

~~(4)~~(5) 状態監視記録 ~~—(1)(b)に掲げる状態監視装置を有する場合—~~

状態監視記録には、少なくとも下記の項目が含まれること。

~~当該記録は船内に常時保管されること。~~

- (a) ~~状態監視の時期~~データ及び関連する保全内容
- (b) 状態監視時の機関長署名
- (c) ~~状態診断監視の内容と診断結果~~（異常判定値を含む）

~~(5)~~(6) 機関長

機関計画保全検査は、船舶所有者（船舶管理会社）が推奨し本会が認めた機関長により運用されること。

(7) コンピュータ

保全管理システム及び状態監視システムに使用されるコンピュータは次の(a)から(e)の要件を満足するものであること。

- (a) コンピュータの構成は、一部の回路又は装置の故障による影響の範囲ができる限り限定されるように計画されること。
- (b) 各装置は、入出力端子から侵入するおそれのある過電圧(電氣的ノイズ)に対して保護されること。
- (c) 中央処理装置及び重要な周辺装置は、自己監視機能を有するものであること。
- (d) 重要なプログラム及びデータは、外部からの給電が一時的に停止した場合にも消滅しないようにしておくこと。
- (e) 修理に専門的な技術を必要とする重要な構成要素に対して予備品を供給する場合には、予備品は容易に取換えできる部品単位で供給すること。

~~4.5.~~ 機関計画保全検査の方法

(1) 初回検査

機関計画保全検査が承認された日から 1 年以内に承認された書類に基づき機関計画保全が計画通りに実施されていることを検査員が立会い確認する。

(2) ~~確認~~年次検査

毎年、承認された機関保全計画書及び受検計画書に従い、認められた機関長により対象機関、装置及び部品に対する保守管理が適切に行われ、当該機関、装置及び部品が良好な状態であることを確認するため、本船の保全記録の調査を含め、現状調査を行う。~~また、3.(1)(b)に掲げる状態監視装置を有する場合は保全方式を採用する場合にあっては、~~状態監視が適切に行われ対象機関、装置及び部品が良好な状態であることを確認するとともに、~~機関予防保全設備規則 2 章 2.3.2 に準じて現状検査又は効力試験を実施することにより、~~状態監視及び診断システム並びに及び保全管理システムが有効に作動し、現状良好な状態であることを確認する。また、状態監視データ及びその診断結果は事前に本会の評価を受け、船内に常時保管されること。

(3) 定期検査

~~3.(1)(b)に掲げる状態監視装置を有する状態監視保全方式を採用する場合は、機関予防保全設備規則 2 章 2.3.1 に準じて現状検査又は効力試験を実施することにより、~~状態監視及び診断システム並びに及び保全管理システムが有効に作動し、現状良好な状態であることを確認する。また、状態監視データ及びその診断結果は事前に本会の評価を受け、船内に常時保管されること。

(4) 開放検査

~~3.(2) 4.(3)~~に示す機関、装置及び部品については、原則として検査員立会の下、受検計画書に従って開放検査を行う。

(5) 臨時検査

対象となる機関、装置若しくは部品に損傷が発見された場合又は~~3.(1)(b) 4.(2)~~の状態監視の診断結果に異常が認められた場合は、承認された機関保全計画書に従って速やかに本会に報告し、その指示に従って臨時検査を受けること。

~~5.6.~~ 機関計画保全検査の取消し

本会は、次のいずれかにより機関計画保全検査を維持するのが困難と判定した場合は、機関計画保全検査の採用を取り消す。

- (1) 承認された機関保全計画書に従わなかった場合
- (2) 機関計画保全検査の対象項目に関連した損傷又は欠陥が指定期日までに処理されなかった場合
- (3) 本船の船舶所有者（船舶管理会社）が変更になった場合
- (4) 本船の船級が変更になった場合

B9.1.4 を削る。

~~B9.1.4 機関予防保全検査 (PMMS)~~

(以下、省略)

附 則（改正その 3）

1. この達は、2007 年 10 月 1 日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.5 水圧試験及び水密試験等

-3.を次のとおり改める。

-3. 規則 B 編 2.1.5(1)の適用上、水密戸(規則 C 編 4 章の適用を受ける船舶にあっては、同要件への適合のために水密とすることが要求されるすべての内部開口閉鎖装置を含む。)については、取付け後に規則 C 編 13.3.3-1.又は CS 編 13.3.3-1.に規定する水高により水圧試験を行う場合を除き、前-2.(3)に規定する射水試験にて水密性の確認を行うこと。~~水密戸の~~射水試験は、浸水時に水圧が作用する方向が明らかな場合を除き、当該戸の両側から実施すること。また、周辺の機器等に損傷を与える可能性があるために射水試験の実施が困難な場合、本会が適当と認める他の方法によることができる。

附 則 (改正その 4)

1. この達は、2007 年 10 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement (PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文 (正)

1. The date of "contract for construction" of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of "contract for construction" of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a "series of vessels" if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のた

contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.

The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.

3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

めに図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-3.及び-4.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 1.4.2 の検査準備の中には危険性に対する配慮も含まれる。危険性とは不完全な足場、無照明、火災、爆発、感電、物体の落下、有毒ガス、酸素欠乏等が含まれる。

-2. 検査申込者は、受けようとする検査の目的に応じて、腐食、変形、破損及び他の損傷、又は構造部材強度の低下を発見できるように、区画の清掃、水、汚泥、厚錆、残油、ガス等の排除を行うと共に、点検設備、十分な照明、非破壊検査装置及びその他検査若くは試験に必要な準備をすること。なお、点検設備（一時的な足場やラフト等も含む。）については規則 C 編 35 章「点検設備」の規定によるものとし、検査前に、検査対象区画内の点検設備の健全性を確認すること。また、すでに構造部材の切替を決めている箇所については、清掃等は切替の範囲を決めることができる程度として差し支えない。

-3. ~~浮上状態で検査を受けようとする場合、~~検査申込者は、受験状態、検査内容等に応じて、前-1.及び-2.による検査準備のほかに次の(1)及び(2)から(3)に定める検査準備を行うこと。なお、検査準備が船舶の乗組員によってなされる場合、検査申込者は、検査員に対して十分な援助を行うよう乗組員に指示すること。

- (1) 区画内の点検実施者と甲板上の船舶の責任者との間で、点検中に連絡がとれるような通信手段
- (2) 可搬式可燃性ガス検知器、可搬式酸素濃度計測器、自蔵式呼吸具、命綱、安全帯及びホイッスル
- (3) 適切かつ安全な照明器具及び防護服

-4. 天候の変化及び検査時に予測される海象状態での船舶の安定性等の検討を含む検査の安全性を考慮した上、タンク又は区画内における水面の上昇が 0.25 m を超えないことであろうことを条件とし、検査員が必要と認めた場合に限りボート又はいかだによる点検を実施することができる。この場合、~~前-1.から-3.による検査準備による~~前-1.から-3.による検査準備を行うほか、次の(1)及び(2)に定める検査準備を行うから(5)によること。

- (1) ボート又はラフト上の点検実施者と当該点検区画のポンプを操作する担当者との間で点検中に連絡がとれるような通信手段を用意すること。
- (2) 点検実施者全員分のライフジャケットを用意すること。
- (3) ボート又はラフトが使用されるタンク又は区画には、クリーンバラストを漲水すること。
- (4) ボート又はラフトは、十分な長さを有するロープ等で交通用はしごに繋いでおくものとし、交通用はしご下方のボート又はラフトの見通しが利く位置に、監視員を配置すること。
- (5) タンク又は区画内の水位調節にあたっては、ボート又はラフトが甲板横桁等により

孤立する可能性があることに留意すること。

-5. 前-4.に定める検査に使用するボート又はラフトは、船体のどの一区画が破れても十分な浮力と復原性を有するようなものであること。また、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船の上甲板直下の区域の検査において、ボート又はラフトの使用可能な条件は次による。

- (1) 当該区域における甲板桁のウェブの深さが 1.5m 以下である場合には、検査のためにボート又はラフトの単独使用が認められる。
- (2) 当該区域における甲板桁のウェブの深さが 1.5m を超える場合には、次の何れかの条件を満たす場合に限り、ボート又はラフトの単独使用が認められる。
 - (a) 当該区域内の構造部材の塗装状態が優良で、衰耗の証跡がない場合。
 - (b) 各甲板横桁間に安全に出入できる固定設備がある場合。この設備は、次のようなものとする。
 - i) 各甲板横桁の場所から甲板上方へ直接通ずる垂直はしご及び甲板から約 2 m 下方の位置に設置される踊り場。
 - ii) タンク全長に渡る縦通固定プラットフォームであって、甲板下構造のボート又はラフトによる検査のために必要な最高漲水レベル以上に配置され、かつ、タンク前後端に甲板の上方へ直接通ずるはしごを備えるもの。最高漲水レベルは、一般に、甲板から下方への距離（タンクの長さ方向の中央における甲板横桁のスパン中央の位置で計測する。）が 3 m を超えない位置に想定すること。

上記(a)又は(b)の何れの条件も満たさなければ、上甲板直下の区域を検査するために足場を設けるか又は他の同等な手段を講じなければならない。

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げるボート又はラフトの単独使用とは、検査中にタンク内の移動手段としてボート又はラフトの使用を妨げるものではない。

-6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の(1)及び(3)の書類を本船上に保管しておくこと。

- (1) 検査記録書
 - (2) 状態評価報告書（油タンカーにあっては、B5.2.6-5.(4)を参照。）
 - (3) 板厚計測記録
 - (4) 船体主要構造図
 - (5) 貨物及びバラストの積載の記録
 - (6) 以前の修理の履歴
 - (7) 自主点検記録(構造的劣化の概要、隔壁及び管の漏洩、塗装又は防食措置の状態を含む)
 - (8) 油タンカーにあっては、イナータガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録
 - (9) 「疑わしい箇所」がある場合、「疑わしい箇所」を特定するための資料
- なお、規則 B 編 1.4.2-2.でいう、「国際航海に従事しない船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶」については、(2)の書類の保管を省略することができる。

-7. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書の作成に先立ち、油タンカー及びばら積貨物船にあっては、次の(1)から(6)に示す内容を含んだ検査計画調査票を本会に提出すること。

- (1) 本船の要目

- (2) 精密検査及び板厚計測に用いる交通装置
- (3) 船体構造に関する自主点検記録（前-6.(7)の資料）
- (4) Port State Control 検査報告書に関する構造欠陥の指摘事項
- (5) 安全管理システムの船体構造に関する不適合事項及び是正措置
- (6) 板厚計測会社及び承認番号

-8.を次のように改める。

-8. 規則 B 編 1.4.2-2.でいう受検要領書を提出する際には、前-6.に示す資料の写しを添付すること。また、受検要領書には、次の(1)から(8)に示す内容を、油タンカー及びばら積貨物船にあっては、(1)から(8)に加えて次の(9)から(16)に示す内容を含めること。受検要領書は、検査開始前に検査申込者及び検査員との間で同意されること。

- (1) 本船の要目
- (2) タンク／貨物倉等の配置図
- (3) 検査対象タンク又は区画とそれらの防食の仕様及び現状
- (4) 精密検査の対象区画及び対象範囲
- (5) 板厚計測の対象区画,及び対象範囲
- (6) 圧力試験の対象タンク
- (7) 検査時の安全措置（交通装置を含む。）
- (8) 検査に使用する機器
- (9) 船体構造部材の許容衰耗量に関する資料
- (10) 板厚計測会社（検査計画調査票から変更があった場合）
- (11) 損傷及び修理履歴書
- (12) 以前の検査によって認められた著しい腐食の箇所
- (13) 構造上重要な箇所及び疑わしい箇所に関する資料（情報が利用可能である場合）
- (14) 船体主要構造図
- (15) 前-7. に示す検査計画調査票
- (16) 中間検査の場合、前回定期検査の受検要領書

-9. 船主は、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船に対する前-6.(1)から(3)の書類を、本社等に保管しておくこと。

-10.を次のように改める。

-10. ~~規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船において、~~規則 B 編 1.4.2-1.でいう「検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備」とは、次の(1)から(3)によること。

- (1) 構造部材等（ばら積貨物船の倉内肋骨を除く。）の精密検査では、次の(a)から(f)による。
 - (a) 固定点検設備
 - (b) 仮設又は一時的な点検設備
 - (c) リフト及び移動式プラットフォーム
 - (d) ボート又はラフト（バラストタンク又は貨物タンクに限る。ただし、空所等であって漲水することが可能かつ安全と判断される場合にあってはこの限りでない。）

- (e) 可搬式はしご
 - (f) その他の同等設備
- (2) 100,000DWT 未満のばら積貨物船の倉内肋骨の精密検査では、次の**(a)**から**(f)**による。
- (a) 固定点検設備
 - (b) 仮設又は一時的な点検設備
 - (c) 長さ 5m 以下の可搬式はしご（倉内肋骨の下部及び下部肘板に限る。）
 - (d) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等），リフト及び移動式プラットフォーム
 - (e) ボート又はラフト（貨物兼バラストホールドに限る。）
 - (f) その他の同等設備
- (3) 100,000DWT 以上のばら積貨物船の各定期的検査の倉内肋骨の精密検査では、次の**(a)**及び**(b)**による。
- (a) 年次検査，中間検査（~~船齢が~~建造後 10 年未満の場合）及び第 1 回定期検査では、次の **i)**から **v)**による。なお、上部にはしごを固定するための設備を有する可搬式はしごの使用については、年次検査における倉内肋骨の精密検査においてのみ認められる。ただし、以前の検査で認められた疑わしい箇所及び当該検査において認められた疑わしい箇所の検査には、その使用は認められない。
 - i) 固定点検設備
 - ii) 仮設又は一時的な点検設備
 - iii) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等），リフト及び移動式プラットフォーム
 - iv) ボート又はラフト（貨物兼バラストホールドに限る。）
 - v) その他の同等設備
 - (b) 中間検査（~~船齢が~~建造後 10 年以上）及び第 2 回以降の定期検査では、次の **i)**から **vi)**による。
 - i) 固定点検設備
 - ii) 仮設又は一時的な点検設備
 - iii) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等）（倉内肋骨の中間部，下部及び下部肘板に限る。）
 - iv) リフト及び移動式プラットフォーム
 - v) ボート又はラフト（貨物兼バラストホールドに限る。）
 - vi) その他の同等設備
- 11. 船体の各定期検査の準備は、次の**(1)**から**(4)**に掲げるものを標準とする。
- (1) 第 1 回定期検査では、次の**(a)**から**(e)**による。
- (a) 石炭及びバラスト等を取り出し、船体に固着していない物品はなるべく取り片付け、また、ビルジ水道覆板を全て取り除き、マッドボックスを開き、ビルジ吸水管のローズボックスを露出し、船体内部をすべて清掃する。
 - (b) 単底構造の部分では、船体中心線の両側及び彎曲部で各舷とも船底内張板を、少なくとも 1 条ずつ取り外し、また、機関室では、必要に応じ床板を取り外す。
 - (c) 二重底構造の部分では、検査員の必要と認める箇所の船底内張板を取り外して、内底板上面の状態を検査する。
 - (d) 冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉の部分は、ビルジ水道覆板及び蓋板を取り外す。

- (e) タンク及び区画は、排水又は排油の上清掃する。燃料油タンク及び必要な場合貨物タンクは、タンク内のガスを十分に排除し、検査の危険のないようにする。
 - (2) 第2回定期検査では、前(1)に加え次の(a)及び(b)による。
 - (a) 船舶の首尾を通じ、単底構造の部分では側内竜骨付近において内張板を1条ずつ取り外す。
 - (b) 二重底、深水タンク及び深油タンクの部分では船体ビルジ部(リンバを含む。)、同中心線部、梁柱の下部、隔壁板の下部、軸路部その他検査員が必要と認める箇所の内張板を取外す。
 - (3) 第3回定期検査では、前(2)に加え次の(a)から(f)による。
 - (a) 倉内及び石炭庫内の内張板、囲板、機関室床板等の大部分を取外し、船体内外部のさび落とし等を行う。
 - (b) 船舶の首尾を通じ、単底、二重底、深水タンク及び深油タンクの部分では内張板を相当広範囲に取外す。
 - (c) 冷蔵のために防熱装置を施した貨物倉の部分は、すべての場所を通じ、検査員が必要と認める部分の防熱装置を取り外す。
 - (d) 甲板上面の木甲板その他の被覆材料を検査員の指示に従って取外し、彎曲部及び甲板の船側におけるセメントチョックの一部を取除く。
 - (e) 船室の部分では、まず丸窓下の内張板を取外し、必要があるときは、検査員の指示に従って、他の内張板も取外す。
 - (f) 潤滑油タンクは、排油の上清掃し、タンク内ガスを十分に排除し、検査の危険のないようにする。
 - (4) 第4回定期検査及びこれ以降の検査では、前(3)に加え次の(a)及び(b)による。
 - (a) 船舶の首尾を通じ、単底構造の部分では側内竜骨付近において内張板を1条ずつ取り外す。
 - (b) 二重底、深水タンク及び深油タンクの部分では内張板を相当広範囲に取外す。
- 12. 規則 B 編 1.3.1(13)に規定するばら積貨物船及び2006年7月1日以降建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船については、規則 B 編 1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において、倉口蓋がIMOの決議 MSC.169(79) “*Standards for owner’s inspection and maintenance of bulk carrier hatch covers*”に従って整備されていることを確認する。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって *Restricted Greater Coasting Service*, *Coasting Service* 若しくは *Smooth Water Service* 又はこれらに相当する付記を有するものについては、これを斟酌する。

B3 年次検査

B3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 船体、艤装及び消火設備及び備品の年次検査

-1.(3)を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B3.2 第 3 項にいう倉口閉鎖装置の検査に関し、次の(1)から(4)の項目の現状検査を行う。

- (1) 雰囲気制御設備を有する船舶にあっては雰囲気制御される冷蔵倉の気密性の現状
- (2) すべての倉口蓋並びに倉口縁材の板及び防撓部材等の構造部材が現状良好であることを確認する。
- (3) 機械駆動式鋼製倉口蓋にあっては、次の(a)から(ik)の装置及び艤装品等が現状良好であることを確認する。
 - (a) 倉口の縦、横及び中間部の交差部の風雨密を保持する装置（ガスケット、ガスケットリップ、コンプレッションバー及び排水装置）
 - (b) クランピング装置、止め具及びクリート装置
 - (c) 倉口蓋の閉鎖位置を示す装置
 - (ed) チェーン若しくはロープ用滑車
 - (~~ee~~) ガイド
 - (ef) ガイドレール及びトラックホイール
 - (fg) ストッパー等
 - (gh) ワイヤ、チェーン、ジブシー及び縛索装置
 - (hi) 油圧装置の閉鎖及び締め付け装置
 - (ij) 安全装置及び保持装置
 - (k) 倉口蓋の開閉用ヒンジ、ピン及びスツール
- (4) 取り外し式倉口蓋、木製蓋板及び鋼製ポンツーン蓋で閉鎖する倉口にあっては、次の(a)から(h)の装置及び艤装品等が現状良好であることを確認する。
 - (a) 木製蓋板及び倉口梁、倉口梁の受け材並びにそれらの締め付け装置
 - (b) 鋼製ポンツーン蓋
 - (c) 倉口覆布
 - (d) クリート、倉口帯鋼板及び帯鋼くさび
 - (e) 倉口締め付け梁及びそれらの締め付け装置
 - (f) 荷役時の甲板受け材/梁及び側板の端
 - (g) ガイドプレート及びチョック
 - (h) コンプレッションバー、排水装置及び排水管

-2. 規則 B 編表 B3.2 第 6 項において、空気管の暴露甲板貫通部には特別の注意を払わなければならない。

-3. 規則 B 編表 B3.2 第 14 項の検査は、移動式及び持運び式消火器の有効性の確認、並びに消防員装具の自蔵式呼吸具のシリンダが充填されていることの確認を含む。

附 則（改正その 5）

1. この達は、2008 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-1.(1)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(1) 船体関係

(a) 構造関係の図面は、一般に、部材寸法詳細、使用材料、溶接線の位置、必要に応じて詳細断面、適用する溶接についての情報（脚長、開先形状）等を含めること。また、規則 C 編 20.1.3, C 編 31A.3.6, CSR-B 編又は CSR-T 編の適用を受ける部材については、切替え板厚を明示したものとすること。

(ab) 中央横断面図

- i) 規則 C 編の規定の適用にあたり d を超える構造用喫水 (d_s) を用いた場合には、 d_s とそれに対応する L , V , W 及び c_b
- ii) 規則 V 編の規定により指定される乾舷の型式
- iii) 木材満載喫水線を標示する場合は、その計画値に対応する喫水 (m)
- iv) 多層甲板を有する船舶の場合は、乾舷甲板の位置

(bc) 甲板構造図

- i) 要領 A2.1.3 に規定する L_f の前端及びそこから $0.25L_f$ の位置
- ii) 自動車専用船の車輻甲板にあっては、車輻の荷役時に頻繁に車輻が走行する経路（より動的な荷重の影響を受けるランプウェイ近傍であって、ある甲板層から上又は下の甲板層へ車輻が自走移動するための走行経路）
- iii) 可動式車輻甲板を備える船舶にあっては、その支持構造部材の構造図を含む

(cd) 外板展開図

ウエルを形成する暴露甲板がある場合には、規則 V 編に規定する「標準のげん弧の形状」と当該暴露甲板のげん弧の比較表

(ce) 規則 D 編 13.1.2(1)に掲げる図面のうち排水装置図

規則 V 編の規定により定まる「夏期満載喫水線」並びに、その喫水線の上方 $600mm$, $0.01L_f$ 及び $0.02L_f$ の線並びに乾舷甲板の下方 $450mm$ の線。ただし、夏期満載喫水線に替えて、それより上方の計画最大満載喫水線を基準として差し支えない。

((2)以降は省略)

B2.1.6 及び B2.1.7 として次の 2 条を加える。

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 規則 B 編 2.1.6-2.(10)に規定する「試験法案，試験結果，計測記録等」については，少なくとも次に掲げる内容を含めること。なお，ここでいう許容偏差又は誤差については，JSQS 等の適切な基準又はこれに準じるものであって，建造時に適用したものによる。

(1) 船体主要目に関する計測記録（許容偏差を含むもの）

(2) 満載喫水線等の標識に関する詳細及びその計測記録（許容誤差を含むもの）

(3) タンク，区画等の水圧試験，水密／気密試験，射水試験等に関し，承認された試験法案（適用される試験要件詳細を含むもの）

-2. 規則 B 編 2.1.6-2.に規定する「船体コンストラクションファイル」に含めるべき図面等については，当該ファイル中にてそれらの図面等の保管場所，更新状況等が管理される場合，当該ファイル内又は当該ファイルと同一の場所に保管することを要しない。

B2.1.7 完成図

-1. 規則 B 編 2.1.7(2)に規定する構造関係の図面に記載すべき内容については，B2.1.2-1.(1)によること。

-2. 規則 B 編 2.1.7(2)に規定する「部材寸法図」とは，一般に，船首尾構造を含む，船体構造部材の配置及び寸法を含む図面をいう。規則 B 編 2.1.7(2)の規定により提出されるその他の図面において必要な情報が得られる場合，部材寸法図として別に図面を提出することを要しない。

B6 船底検査

B6.1 船底検査

B6.1.2 水中検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 6.1.2 に定める入渠又は上架に代わる方法として水中検査を承認する場合は，次によらなければならない。

(1) 適用

水中検査は，原則として建造後 15 年未満の大型船舶（ L が 200m 以上の船舶）に適用する。

~~(2) 提出図面及び資料~~

~~次の図面及び資料を提出し，あらかじめ本会の承認を得ること。~~

~~(a) 満載喫水線下の外板詳細図~~

~~各種開口の位置及び寸法，船底プラグの位置，ビルジキールの位置，隔壁の位置，溶接継手の位置並びに陽極の位置を明示したもの。~~

- ~~(b) (3)に掲げる各種構造、装置等の詳細図、それらの実物のカラー写真及びそれらの操作、点検の要領を記載した資料~~
- ~~(c) (3)(a)又は(3)(d)の規定を適宜参酌する場合、操作若しくは作動履歴、船上試験又は採取される潤滑油の分析結果から舵軸受部の間隙又は船尾管軸受部における軸降下量に異常がないと検査員が確認できるような手段が構築されていることを示す資料~~
- ~~(d) その他水中検査の実施のために必要な資料~~
- ~~(3) 構造、措置等~~
~~水中検査を適用しようとする船舶には、あらかじめ次に掲げる措置が講じられていること。ただし、前(2)(c)の資料が提出されている場合、次の(a)又は(d)について適宜参酌することができる。~~
 - ~~(a) 舵の各軸受部の間隙を容易に確認できる方法~~
 - ~~(b) ロープガードをプロペラと船尾材ボス間の軸系部が容易に点検できる構造とすること。~~
 - ~~(c) 水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合には、プロペラ軸と軸受支面材とのすき間を容易に確認できる方法~~
 - ~~(d) 油潤滑式の船尾管軸受を有する船舶の場合は、船尾管密封装置の機能及び軸降下量が容易に確認できる方法~~
 - ~~(e) プロペラの羽根の位置及びその番号を確認できる方法~~
 - ~~(f) シーチェストを検査又は修理の際に船内から開放できるように、その開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること。そのため海水吸入口のグレーチングは、できる限りヒンジ式にすること。~~
 - ~~(g) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水士の位置、船体の長さ及び幅方向を示す方法~~
- ~~(42) 実施条件~~
~~水中検査は、船底検査で要求される船底部の状態の確認ができるものであること。そのために、水中検査は、次に掲げる条件のもとで行われること。~~
 - ~~(a) 気象、海象が平穏で、海水中の視界が良好な海域において行われること。~~
 - ~~(b) できる限り軽喫水で、水線下の船底部が十分に清掃された状態で行われること。~~
 - ~~(c) 水中検査作業は、別に定める「事業所承認規則」に従って本会の承認した事業所によって行われ、作業には水中カメラ及び水中テレビカメラの操作に熟練した潜水士が当たること。~~
 - ~~(d) 検査員用にテレビの受像機が準備されていること。また、検査員と潜水士の間の通信連絡用の設備が準備されていること。カラー写真の撮影を行い得るよう準備されていること。~~
- ~~(5) その他~~
~~水中検査の結果、検査員が必要と認めた場合、船体内部からの検査又は入渠若しくは上架検査を要求する。~~

附 則（改正その 6）

1. この達は、2008 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement (PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。